

件名：農林漁業成長産業化支援機構（仮称）の規程類作成の基礎研究

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、企画書等の提出にあたっては、必ず別途配布している応募要領等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

仕 様 書

1 件名

農林漁業成長産業化支援機構（仮称）の規程類作成の基礎研究

2 事業目的

我が国の農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化等の厳しい状況に直面しており、食の農林漁業の再生へ向けた取り組みは待ったなしという状況にある。

一方で、生産と加工・流通が融合した6次産業化への取り組みなどにより、大規模農家や法人化した経営体の増加も見受けられるところである。

農林水産省では、こうした生産から加工・流通・販売へのバリューチェーンの結合を支援するため、平成24年度に官民共同の「農林漁業成長産業化支援機構（仮称）」の創設を予定している。本機構は、農林漁業者が自らの生産物を、2次・3次産業の事業者のビジネスモデル・ノウハウ・販路等を活用して合弁事業等を実施する場合に、子ファンドを活用しながら、ビジネスマッチング等の経営支援と合わせ、一定のリスクマネーを供給するもの。

本事業は、平成24年10月に設立を予定している「農林漁業成長産業化支援機構（仮称）」（以下「機構」という。）の適切な経営管理・業務執行に係る規程・規則・細則及び要領等（以下「規程類」という。）を整備するための基礎研究を目的とする。

3 事業内容

請負者は、機構の適切な経営管理及び業務執行に係る規程類を整備するための基礎研究として、以下の業務を行うこと。

（1）一般的な会社運営に必要な規程類の整理

投融資を行う一般的な株式会社の規程類を1以上収集し、機構の規程類を作成する際の比較対象（ベンチマーク）として整理すること。

（2）機構の組織・機能のあるべき姿に関するアドバイス

官民共同出資による機構の組織・投融資機能を鑑み、規程類に反映をさせるべき事項、正確性・適切性・迅速性のバランス等を特別に勘案すべき事項（業務）について、農林水産省食料産業局ファンド企画室担当職員（以下「担当職員」という。）と、最低週1回以上の打ち合わせ（ディスカッション）により明らかにすること。

（3）あるべき姿と他社事例とのFit&Gap分析

投融資を行う一般的な株式会社の規程類と、機構において特別に勘案すべき規程類とのFit&Gap分析を行い、機構に必要な規程類の全体像を整理すること。

4 履行期限

平成24年3月29日（木）

5 事業の報告

請負者は、担当職員から途中経過の報告を求められた場合には、その都度、報告す

ること。

また、本事業の完了報告として、履行期限までに次の事項をまとめた報告書を提出すること。

- ① 投融資を行う、一般的な株式会社に必要な規程類の整理
- ② 機構の組織・機能を鑑み、規程類に反映すべき業務等
- ③ あるべき姿と他社事例とのFit&Gap分析の結果
- ④ 機構が必要とする規程類の体系図

6 その他

- (1) 当省への資料要求等の依頼、要望などがある場合は、原則文書を作成し、担当職員に提出すること。
- (2) 本事業において作成された資料等の著作権及び二次的著作物の著作権は農林水産省に帰属すること。
- (3) 業務の目的を達成するため、必要な作業等が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要性が生じたときは、担当職員と協議すること。
- (4) 本業務において知り得た知識及び機密事項等を公表又は第三者へ漏洩しないこと。